

事件のあらすじ・起訴状

明治34年1月27日未明、東京市小石川区小石川同心町にある素人下宿において、清沢満之（きよさわみつゆき）という帝国大学の学生が、頸動脈を切って自殺した。現場の机の上には遺書が残されていた。第一発見者は同じ下宿で隣部屋に住む鎌倉先生（かまくらさきお）という同級生の友人であった。その後警察で鎌倉を事情聴取したが、当初は事件性がないだろうと思われた。念のため、自殺現場にあったナイフや遺書や筆で書き損じられた紙などとともに、被害者の部屋にあった書籍や書類を押収した中に、日記帳が発見された。記述内容を読むと、それは被害者が生前綴っていた日記であるとわかった。そこには日々の事実などが記されていた。他の証拠資料と合わせて日記を丁寧に読み進めていくうちに、被害者の自殺には友人である鎌倉が関与していることが読み取れた。確かに鎌倉は被害者を直接には殺してはいないが、被害者が下宿先のお嬢さんである静を好きだったことを知りながら、被害者に精神的ダメージを与える言葉を投げかけたこと、抜け駆けして結婚を決めたことなど、被害者を自殺に追いやったことを十分に推測させる内容であった。遺書や書き損じの紙に書かれた内容などを考え合わせた結果、この事件は検察官から東京地方裁判所に起訴状が提出され、公訴が提起された。検察官は鎌倉が被害者に自殺を実行する意志を起こさせたということから「自殺教唆罪」を主張し、弁護人は被害者の自殺に鎌倉は全く関わりがないとして「無罪」を主張した。

令和8年検第1222号

起訴状

令和8年1月30日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁

検察官検事 早田 慶大

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 新潟県三条市本町21番地

住所 東京市小石川区小石川同心町1384番地

職業 無職

鎌倉 先生 (26歳)

明治9年7月8日生

公訴事実

被告人は、明治33年春先頃から、被害者・清沢満之（以下「清沢」という。）が、好意を抱いていた下宿先の家主である里見都子の長女・里見静（現在の被告人の妻）（以下「静」という。）と会話する姿を見かけるたびに、両者が交際に至るのではないかとの危惧を覚え、清沢が静に恋心を抱いていることを知りながら、清沢が死んでもいいと思って、明治34年1月8日、上野公園において「精神的に向上心のない者は馬鹿だ」という主旨の被告人が以前清沢から言われて傷ついた言葉を申し向け、さらには、同月15日には自らが抜け駆けして静と婚約したことを清沢に知らせ、清沢自身は自殺する意思が無かったにもかかわらず、自殺を決意させ、同月27日未明、東京市小石川区小石川同心町所在の下宿先自室において、清沢をして小型ナイフで頸動脈を切断して、同人を失血死に至らしめたものである。

罪名及び罰条

自殺教唆罪、刑法第202条前段